

構造評価業務規程

ハウスプラス確認検査株式会社

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この構造評価業務規程（以下「規程」という。）は、ハウスプラス確認検査株式会社（以下「ハウスプラス」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「法」という。）その他必要な技術的基準に基づいた任意の評価業務（以下「構造評価業務」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(構造業務実施の基本方針)

第2条 構造評価業務は、法及びこれに基づく命令によるほか、この規程により、公正かつ適確に実施するものとする。

2 構造評価業務の申請者は、原則として、対象建築物等の設計者又は対象建築物等を建築若しくは販売した事業者に限るものとする。ただし、ハウスプラスと事前に協議のうえ、ハウスプラスが認めた者は構造評価業務の申請者になることができる。

(構造評価業務を行う時間及び休日)

第3条 構造評価業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後6時00分までとする。

2 第1項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 5月1日

3 第1項の構造評価業務を行う時間及び第2項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前にハウスプラスと申請者との間において構造評価業務を行うための日時の調整が図られている場合はそれに従うものとする。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第4条 事務所の所在地は、東京都港区海岸一丁目11番1号とし、その業務区域は、日本全域とする。

(業務の範囲)

第5条 構造評価業務を行う範囲は、法第20条第1項第2号、第3号及び第4号で規定される基準及び必要な建築基準法施行令で規定される基準その他申請者から特に委託された必要な技術的基準の適合性に係る構造安全性能の評価とする。

- 2 ハウスプラス代表者又は担当役員が従事又は役員を務める企業、団体等がある場合にあっては、当該企業、団体等が申請するものを除くものとする。

第2章 構造評価の業務の実施方法

第1節 申請手続き

(構造評価の申請)

第6条 申請者は、構造評価業務の申請に際し、構造評価申請書（別記 HP－構評第1号様式）及び構造評価に必要な図書（以下「構造評価用提出図書」という。）を、定められた期日までに提出するものとする。

- 2 前項の申請について、電子情報処理組織（ハウスプラスの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができるものを含む。）により行うことができるこことする場合、ハウスプラスはその方法を別に定めることとする。

(構造評価申請の受理等)

第7条 ハウスプラスは、前条の構造評価の申請に対して、次の事項について不備等がないことを確認する。

- (1)申請のあった構造評価対象案件が第5条に定める構造評価業務の範囲内であること。
- (2)構造評価用提出図書に明らかな誤記・欠損等の不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (3)申請内容に明らかな瑕疵がないこと。
- 2 構造評価用提出図書に前項各号に定める不備等がある場合は、ハウスプラスは申請者に対して相当期間を定めて補正を求める。補正不能であるとハウスプラスが判断したとき又は相当期間内に補正されないとときは、ハウスプラスは申請者に受理できない理由を説明し、構造評価用提出図書を返却する。
- 3 第1項各号に定める不備等がないことを確認できた場合又は前項において補正された場合には、ハウスプラスは、承諾書（別記 HP－構評第2号様式）を申請者に交付する。この場合、申請者とハウスプラスは別に定める「構造評価業務約款」（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。なお、構造評価申請書に承諾印を押印したものの写しをもって、承諾書に代えることができるものとする。
- 4 申請者が、正当な理由なく、構造評価に係る手数料を指定の期日までに支払わない場合には、ハウスプラスは業務約款に従って前項の契約を解除することができる。

(構造評価業務約款に盛り込むべき事項)

第8条 業務約款には、業務期日、契約当事者の基本的債務に関する事項、契約の解除に関する事項及び機密保持に関する事項を定めることとする。

- 2 前項の契約当事者の基本的債務に関する事項及び契約の解除に関する事項の特約事項

として、次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 提出された書類のみでは構造評価を行うことが困難であるとハウスプラスが認め
て申請者に請求した場合において、申請者は、合意の上定めた期日までに、申請に
係る構造方法等を評価するために必要な追加書類又は申請に係る建築材料その他の
ものをハウスプラスに提出しなければならない旨の規定
- (2) ハウスプラスが審査中に構造評価用提出図書に関する是正事項を指摘した場合に
おいて、申請者は、合意の上定めた期日までに、当該部分の構造評価用提出図書の
修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) 構造評価書の交付前までに申請者の都合により申請内容を変更する場合において、
申請者は、合意の上定めた期日までに、ハウスプラスに変更部分の構造評価用提出
図書を提出しなければならない旨の規定
- (4) 構造評価書の交付前までに申請者の都合により申請内容を変更する場合において、
その変更が大幅なものとハウスプラスが認める場合にあっては、申請者は、当初の
申請内容に係る申請を取り下げ、別件として改めて構造評価を申請しなければなら
ない旨の規定
- (4) 不可抗力によって、ハウスプラスが業務期日までに構造評価書を交付するこ
とができる場合において、ハウスプラスは、申請者に対してその理由を明示の上、必
要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
- (5) 申請者が業務期日の延期を希望する場合において、申請者は、ハウスプラスに書
面をもって、その理由を明示の上、業務期日の延期の申出を行い、その理由が正当
であるとハウスプラスが認めたときは、ハウスプラスは業務期日の延期をすること
ができる旨の規定
- (6) 申請者がハウスプラスの交付する構造評価書の内容及びハウスプラスが業務を実
施したことについて、ハウスプラスの許可なく第三者に開示してはならない旨の規
定
- (7) 申請者の責に帰すべき事由により業務期日までに構造評価書を交付するこ
とできない場合において、ハウスプラスは契約を解除することができる旨の規定

第2節 構造評価の実施方法

(審査の実施方法)

第9条 構造評価の審査は、第14条に定める委員会委員が建築基準法令その他必要な技術基準に基づいて審査を実施する。

- 2 委員会委員は、審査上必要あるときは、構造評価用提出図書に関し申請者に説明を求めるものとする。

(構造評価書の交付等)

第10条 ハウスプラスは、委員会委員の審査の結果、申請に係る構造方法等が建築基準法令その他必要な技術基準に適合していると認めたときは、構造評価書（別記HP－構評第3号様式）を申請者に交付するものとする。

- 2 ハウスプラスは、前項の構造評価書の作成に当たっては、図面の不整合・記載内容の不足等の不備がないようにするものとする。
- 3 ハウスプラスは、構造評価書が技術評価の結果の所産であって、申請に係る対象建築物等の売買契約等の契約内容を補足・補完するものではないことを、交付する構造評価書に明記する。
- 4 ハウスプラスは、委員会委員の審査の結果、申請に係る構造方法等が第1項の基準に適合せず、かつ当該不適合事項が是正される見込みがないと認めた場合は、構造評価をしない理由を付した通知書（別記HP－構評第4号様式）を申請者に通知するものとする。

(構造評価の申請の取下げ)

第11条 申請者は、申請者の都合により構造評価書の交付前に構造評価の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届（別記HP－構評第5号様式）をハウスプラスに提出する。

第3章 構造評価に係る手数料

(構造評価手数料の収納)

第12条 ハウスプラスは、構造評価の申請を引受け、契約を締結したときは、別添「構造評価手数料一覧表」に定める手数料の請求書を申請者に対して発行する。

- 2 申請者は、構造評価に係る手数料を指定期日までに、ハウスプラスの指定する銀行へ振り込みにより納入する。ただし、緊急を要する場合又は申請者の要望によりハウスプラスが認める場合には、別の収納方法によることができる。
- 3 前項の払い込みに要する費用は申請者の負担とする。

(構造評価手数料の返還)

第13条 ハウスプラスは収納した構造評価手数料は返還しない。ただし、ハウスプラスの責に帰すべき事由により構造評価が実施できなかった場合はこの限りではない。

第4章 委員会委員

(委員会委員の選任)

- 第14条 ハウスプラス代表者は、構造評価業務を実施させるため、ハウスプラス高層評定委員会委員長を委員会委員長として任命する。
- 2 ハウスプラスの評定部長は、構造評価業務を実施させるため、委員会委員長と合議の上、委員会委員を選任する。
 - 3 前項の構造評価委員は、ハウスプラスの役員及びその職員（以下「役職員」という。）から選任するほかハウスプラスの役職員以外の者を委嘱して選任するものとする。

(構造評価委員会委員の解任)

- 第15条 ハウスプラス代表者は、委員会委員が次のいずれかに該当する場合は、その委員会委員を解任できる。
- (1) 秘密保持義務違反等の職務上の業務違反その他委員会委員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

第5章 雜則

(秘密保持義務)

第16条 ハウスプラスの役職員並びにこれらの者であった者（委嘱に基づく委員会委員を含む。）は構造評価業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(業務の実施体制)

第17条 委員会委員及び構造評価業務に従事する役職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

2 委員会委員及び構造評価業務に従事する役職員は、自己が関係する個人、企業、団体等が申込む構造方法等に係る構造評価業務を行わないものとする。

(帳簿及び図書の保存期間)

第18条 保存期間は次のとおりとする。

文書区分	保存期間
(1) 帳簿	ハウスプラスが構造評価業務を廃止するまで
(2) 構造評価用提出図書	15年
(3) 構造評価書の写し	ハウスプラスが構造評価業務を廃止するまで

(附則)

この規程は、令和3年 4月 1日より施行する。

別添 構造評価手数料一覧表

1. 新規申請手数料

(建築物)

単位：円（税込）

建築物の延べ床面積の合計	手数料
500 m ² 以内	440,000円
500 m ² 超え、3,000 m ² 以内	770,000円
3,000 m ² を超えるもの、10,000 m ² 以内	1,100,000円
10,000 m ² を超えるもの、50,000 m ² 以内	1,430,000円
50,000 m ² を超えるもの	1,870,000円

(工作物)

単位：円（税込）

工作物	770,000円
-----	----------

(その他)

工法・設計法の技術評価	個別に算定
-------------	-------

2. 変更申請手数料

既に評価を受けた建築物等の計画変更に係る評価手数料にあっては、当該変更に係る部分の床面積の合計で算定するものとする。

3. 軽微な変更の場合

一律 110,000円（税込）とする。